

国民保護に関する 市町村モデル計画

山間地域対策編

平成18年1月
埼玉県

目次

第1編 総則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第4章 市（町村）の概況	3
第1節 地理的特性	3
第2節 社会的特性	3
第5章 国民保護の実施体制	4
第1節 市町村の責務	5
第2節 関係機関との連携	7
第3節 他の市町村との連携	7
第4節 公共的団体との協力体制	8
第5節 市（町村）民の協力	8
第2編 平時における準備編	9
第1章 迅速な初動体制の確保	9
第1節 24時間即応体制の確立	9
第2節 職員配備計画の作成	9
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	9
第4節 交代要員等の確保	10
第5節 応援職員の受け入れ	10
第2章 警報住民への周知	10
第3章 避難の指示	11
第1節 モデル避難実施要領の作成	11
第2節 避難人数の把握	17
第3節 避難指示の周知	17
第4節 避難交通手段の決定	18
第5節 避難路の選定	20
第6節 運送順序の決定	20
第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	21
第8節 被災者に対する住宅供給対策	21
第9節 避難住民集合場所の指定	22
第10節 道路啓開の準備	22
第4章 緊急物資の備蓄等	23

第1節	緊急物資の備蓄	23
第2節	装備品の整備	24
第3節	市(町村)が管理する施設及び設備の整備等	24
第5章	緊急物資運送計画の策定	24
第1節	運送路の決定基準	24
第2節	応援物資の受入れ体制の整備	25
第3節	応援物資の発送体制の整備	26
第6章	医療体制の整備	27
第1節	初期医療体制の整備	27
第2節	傷病者搬送体制の整備	29
第3節	保健衛生体制の整備	29
第7章	生活関連等施設の管理体制の充実	30
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	30
第2節	核燃料物資・放射性同位元素の 所在・種類・量等の把握等	31
第8章	文化財保護対策の準備	32
第9章	研修の実施	32
第10章	訓練の実施等	33
第1節	市(町村)の訓練	33
第2節	民間における訓練等	34
第11章	市(町村)民との協力関係の構築	34
第1節	消防団の充実・活性化の促進	34
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	34
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	35
第4節	市(町村)民の意識啓発等	36
第3編	武力攻撃事態等対処編	37
第1章	実施体制の確保	37
第1節	全庁的な体制の整備	37
第2節	市(町村)国民保護対策本部の組織等	38
第3節	関係機関との連携体制の確保	40
第4節	市(町村)国民保護対策本部等の廃止	41
第5節	市(町村)民との連携	41
第2章	国民保護措置従事者等の安全確保対策	42
第1節	文民保護のための特殊標章等の交付	42
第2節	安全確保のための情報提供	43

第3章	住民の避難措置	46
第1節	警報の通知の受入れ・伝達	46
第2節	緊急通報の伝達	47
第3節	避難の指示等	48
第4節	避難住民の運送手段の確保	50
第5節	避難路の選定と避難経路の決定	51
第6節	避難路の交通対策の実施	51
第7節	避難誘導の実施	51
第8節	避難の指示の解除	52
第4章	避難住民等の救援措置	52
第5章	武力攻撃災害への対処措置	59
第1節	対処体制の確保	59
第2節	応急措置等の実施	60
第3節	保健衛生対策の実施	62
第4節	動物保護対策の実施	63
第5節	廃棄物対策の実施	63
第6節	文化財保護対策の実施	63
第6章	情報の収集・提供	63
第1節	被災情報の収集・提供	63
第2節	安否情報の収集・提供	64
第3節	各措置機関における安否情報の収集	66
第4編	市(町村)民生活の安定編	67
第1章	物価安定のための措置	67
第2章	避難住民等の生活安定措置	67
第3章	生活基盤等の確保のための措置	68
第4章	応急復旧措置の実施	68
第5編	財政上の措置編	70
第1章	損失補償	70
第2章	損害補償	70
第3章	被災者の公的徴収金の減免等	70
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	71
第6編	緊急対処事態対処編	72
第1章	想定する緊急対処事態とその対処措置	72

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市（町村）は、市（町村）民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市（町村）民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市（町村）民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市（町村）民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、市（町村）民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市（町村）はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した

場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

国民保護措置実施体制の確立及び連携

市（町村）は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

情報の伝達と共有化の確保

住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

災害時要援護者の保護

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。

市（町村）民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市（町村）民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市（町村）からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また市（町村）は、これらの手続に関連する文書を適切に保存するものとする。

国際人道法の的確な実施の確保

市（町村）は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市（町村）は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4章 市（町村）の概況

第1節 地理的特性

- (1) 地形
- (2) 隣接市町村との関係

等

第2節 社会的特性

- (1) 人口分布
- 高齡者比率

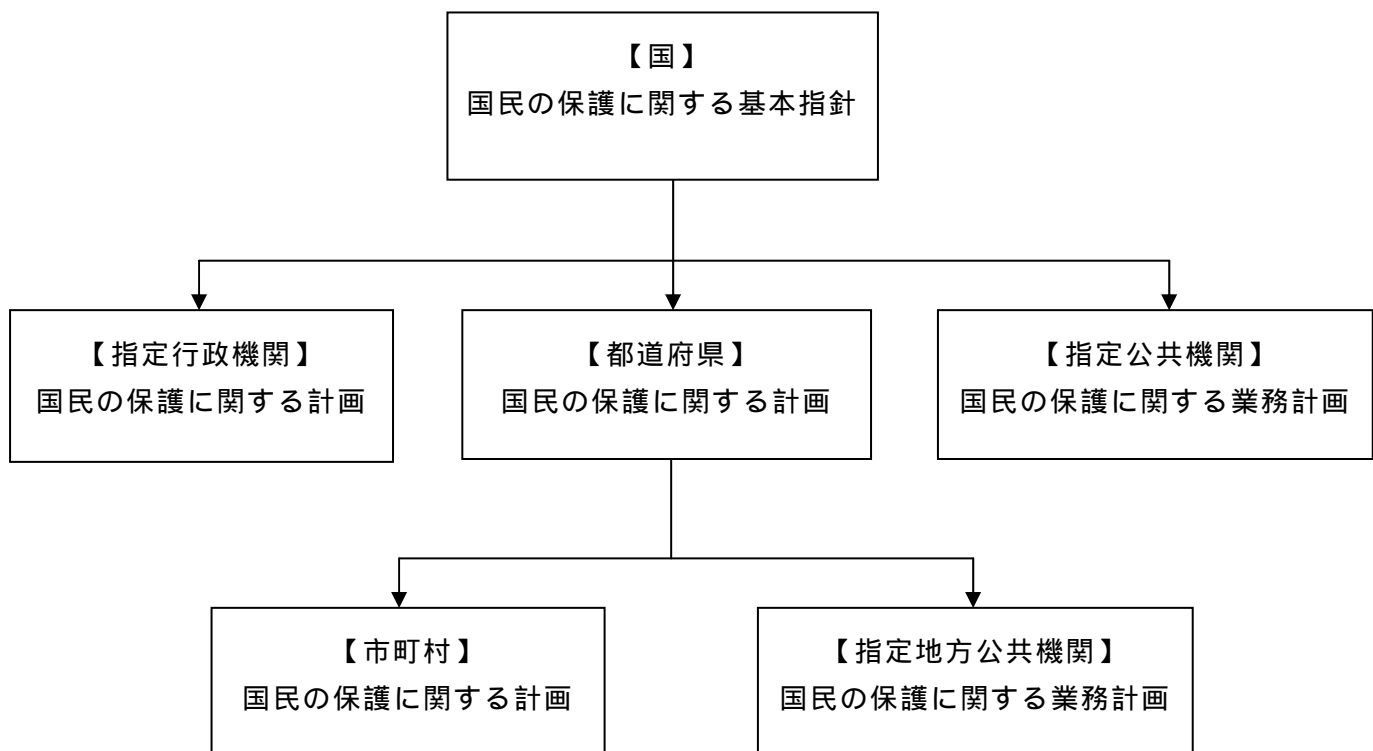
- 外国人等
 - (2) 道路の状況
 - (3) 交通網
 - (4) 自衛隊基地
 - (5) 危険物施設
- 等

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、都道府県が策定した「国民の保護に関する埼玉県計画」に基づき、市（町村）は「国民の保護に関する市（町村）計画」を策定する。



第1節 市町村の責務

市（町村）は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市（町村）の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

（１）基本的事項

国、県等の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。

国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

当該地方公共団体の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

市町村長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

（２）市（町村）が実施する主な措置

警報、避難の指示の住民への伝達

避難住民の誘導

避難住民等の救援

安否情報の収集及び提供

退避の指示

警戒区域の設定

消防

水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

< 参考 >

1 国の責務

（１）基本的事項

基本指針を定めること。

武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。

地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。

国民の保護のための措置に関し、国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

警報の発令

武力攻撃事態等の情報の提供

避難措置の指示、救援の指示・支援

放射性物質等（NBC災害）による汚染への対処

原子炉等による被害の防止

危険物質等に関する危険の防止

感染症等への対処

2 県の責務

(1) 基本的事項

国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。

国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

警報の市町村への通知

住民への避難の指示

県の区域を越える住民の避難に関する措置

避難住民等の救援

安否情報の収集及び提供

緊急通報の発令

武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置

生活関連等施設の安全確保

保健衛生の確保

生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

放送事業者

警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送

運送事業者

避難住民、緊急物資の運送

医療事業者

医療の実施

ライフライン事業者

電気、ガス、飲料水等の安定供給

電気通信事業者

通信の確保

第 2 節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市（町村）はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、市（町村）は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

【関連資料】

- ・ 県、市町村の担当部署、連絡方法
- ・ 消防機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について
- ・ 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等について

第 3 節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市（町村）域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、市（町村）域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援

協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

第4節 公共的団体との協力体制

市（町村）が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市（町村）は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図る。

第5節 市（町村）民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市（町村）は、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市（町村）民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市（町村）は、市（町村）民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、市（町村）民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市（町村）民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、2次災害を避ける意味からも、市（町村）が、市（町村）民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第2編 平時における 準備編

第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、市（町村）民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、市（町村）は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市（町村）民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。

第1章 迅速な初動体制の確保

第1節 24時間即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

市（町村）は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。

第2節 職員配備計画の作成

市（町村）国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部（以下「市（町村）国民保護対策本部等」という。）の部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市（町村）長に報告する。

なお、配備計画には、市（町村）幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておく。

第3節 職員の指定と伝達手段の整備

市（町村）国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市（町村）庁舎の、近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。

なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。

第4節 交代要員等の確保

市（町村）は、市（町村）国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておく。

- （1）交代要員の確保、その他職員の配備
- （2）食料、燃料等の備蓄
- （3）自家発電設備の確保
- （4）仮眠設備等の確保

第5節 応援職員の受け入れ

市（町村）は、近隣市町村や他県からの応援が受けられるように、事前に協定を結ぶとともに、受け入れ体制を整備する。

第2章 警報の住民への周知

- （1）市（町村）は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。
- （2）市（町村）は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。
- （3）市（町村）は、交通手段が遮断される可能性のある集落や屋外防災行政無線が聞こえにくい地域について、下記の例による複数の情報伝達手段を検討し、情報を確実に伝達する手段を確保する。

- ・ 屋内スピーカー
- ・ 有線放送
- ・ アマチュア無線
- ・ タクシー無線
- ・ 道路情報表示板 等

第3章 避難の指示

第1節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市（町村）長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル実施要領を作成し、住民に対して周知する。

なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

【実施要領に定める基本的事項】

- （1）避難の経路、避難の手段
- （2）防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項
- （3）避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- （4）迅速に関係機関の意見を聴取する方法
- （5）住民が避難のために準備しておくべき物資等
- （6）住民に対する注意事項
- （7）上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

また、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設やダム、発電所、浄水設など国民生活に関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃標とされる可能性が高いことから、市町村は、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成するものとする。

各市町村の特徴と対応方法について記述する。

2 モデル避難実施要領の作成パターン

（1）着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むこととする。

市（町村）は、避難先地域において当該市（町村）の住民の受入

れが完了するまで避難住民の誘導を行う。

避難住民の誘導は、できる限り自治会、町内会等又は事業所等を単位として実施するよう努める。

避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。

弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合

ア 屋外にいる場合

(ア) 直ちに堅牢な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。

(イ) 近くに適当な建物や地下室などが無い時には、無闇に走り回らず頭を守って伏せること。

(ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

イ 屋内にいる場合

(ア) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。

(イ) 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、1階に移動する。

(ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。

(エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうづくまる。

ウ 乗り物の中にいた場合

(ア) 車の中にいた場合

・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。

・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。

- ・ 車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。
- (イ) 電車内にいた場合
 - ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
 - ・ 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。
 - ・ 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合

ア 核兵器の場合

- (ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。
- (イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。
 - ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。
 - ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。
- (ウ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。
 - ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
 - ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。
- (エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。

イ 生物兵器の場合

- (ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに

離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

ウ 化学兵器の場合

(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。

(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。

(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。

(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

兆候を事前に察知できる場合

着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市(町村)は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。

このため、市（町村）は「（２）弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

< 避難実施要領の作成パターンについて >

類 型 項 目	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊 等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・ 政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

類 型 項 目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。 			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にいた場合 屋内にいた場合 乗り物の中を想定して、避難方法について盛り込む。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。 	

第2節 避難人数の把握

1 自治会単位の人口の把握

市（町村）が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。

そのため、市（町村）はあらかじめ、自治会単位で人口等を把握しておく。

また、市（町村）は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。

2 災害時要援護者の把握

（1）病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

市（町村）は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。

（2）在宅の災害時要援護者について

市（町村）は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

（3）外国人の人数等について

市（町村）は、管内の外国人の人数（言語別）の把握に努める。

第3節 避難指示の周知

1 住民への周知方法、周知内容

（1）住民への周知方法

市（町村）は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。

市（町村）は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。

（2）災害時要援護者への周知方法

病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市（町村）は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利

用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。

在宅の災害時要援護者への周知方法

市（町村）は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。

外国人への周知方法

市（町村）は、外国語の原稿による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。

（３）周知内容

市（町村）は、主に以下の事項を、避難住民へ周知する。

避難指示の理由

住民避難が必要な地域

住民の避難先となる地域

避難場所

主要な避難の経路

避難のための交通手段、集合場所

注意事項（戸締り、携行品、服装等）

（４）情報通信機器の活用

市（町村）は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。

第４節 避難交通手段の決定

１ 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とする。ただし、指定された地域については、使用する車両や交通規制の内容などを避難実施要領に定めるところにより、使用を認めるものとする。

なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市（町村）の公用車等を使用できるものとする。

市（町村）は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。

2 交通手段の確保方法

(1) 鉄道

市(町村)は、区域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。

(2) バス

市(町村)は、区域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。

また、市(町村)は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。

(3) タクシー事業者

市(町村)は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。

協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努める。

(4) 市(町村)が保有する車両

市(町村)は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。

なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。

(5) ヘリコプター

市(町村)は、ヘリコプターを保有する機関の輸送能力及び連絡先を把握する。

(6) 災害時要援護者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

上記の他、福祉施設など運送手段を持つ施設等に協力を求め、日中時、家族が対応できない高齢者のための避難車両を確保する。なお、上記車両による避難誘導に従事する職員を第2編第1章第2節の職員配備計画に定めておく。

第5節 避難路の選定

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市（町村）は、県が決定した避難候補路とネットワークを構築するための避難候補路（以下「候補路」という。）を次の基準により定めておく。

- 県が指定した候補路に接続する主要な市（町村）道
 - 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ア 第2編第3章第7節に規定する避難施設
 - イ 市（町村）防災活動拠点
 - ウ 市（町村）臨時ヘリポート
- 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

2 関係機関との調整等

市（町村）は候補路を定めようとする時には県に協議するとともに、市（町村）を管轄する警察署と調整する。

また、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

第6節 運送順序の決定

避難住民の運送は、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の住民

第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制

1 避難施設の指定への協力

市（町村）は、県の避難施設の指定に協力するとともに、（さいたま市は除く。）施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市（町村）を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市（町村）は、各避難施設の管理者との24時間の連絡体制をあらかじめ把握するよう努める。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市（町村）は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、住民への避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

4 避難施設の周知

市（町村）は、以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。

- （1）広報紙
- （2）避難所マップの作成及び配布
- （3）ホームページ等インターネットへの掲載

第8節 被災者に対する住宅供給対策

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため、市（町村）は、県があらかじめ定めた「被災者住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。

なお、その際には、高齢者や障害者等の災害時要援護者対策について配慮する。

また、市（町村）は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。

第9節 避難住民集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、町会や自治会単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐためにも有効である。

こうしたことから、市（町村）は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定する。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市（町村）が指定する場所

2 避難住民集合場所の周知

市（町村）は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知する。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

第10節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市（町村）が管理する道路については、市（町村）長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市（町村）は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。

また、積雪時の対応として、人員や除雪対策用資機材や要員の確保など、迅

速な除雪作業ができるよう体制を整備しておく。

第4章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市（町村）は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、市（町村）民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄にあたっては、市（町村）、市（町村）民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市（町村）は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市（町村）地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、市としては、国や県の対応を踏まえ検討する。

また、寒冷時に避難施設等で使用する暖房設備及び燃料の備蓄の充実を図る。

【関連資料】 物資及び医薬品の備蓄状況について

2 備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等は、部（課）が全体を掌握しておくものとする。

管理場所は以下のとおりとする。

- (1) 防災基地
- (2) .
- (3) .
- (4) .
- . .
- . .

第 2 節 装備品の整備

市（町村）は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第 3 節 市（町村）が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市（町村）は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくとともに、代替施設の確保に努める。

2 復旧のための各種資料の整備等

市（町村）は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第 5 章 緊急物資運送計画の策定

第 1 節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市（町村）は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物

資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 着岸施設を利用した河川運送
- (3) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送道路の交通規制と道路啓開

緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第3章第10節と同様に行う。

第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

防災基地

防災拠点校

大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム2002）

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市（町村）は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を、事前に提供する。

このため、市（町村）は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

高速道路のパーキングエリア又は料金所

主要な国道の隣接地

2 情報提供体制の整備

市（町村）は、あらかじめ受入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備する。

3 仕分け、配送体制の整備

市（町村）は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定める。

第3節 応援物資の発送体制の整備

本市（町村）が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市（町村）から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施する。

1 物資集積地の決定

原則として物資集積地に他の市町村、民間企業、市（町村）民からの応援物資を集積する。

2 仕分け、発送体制の整備

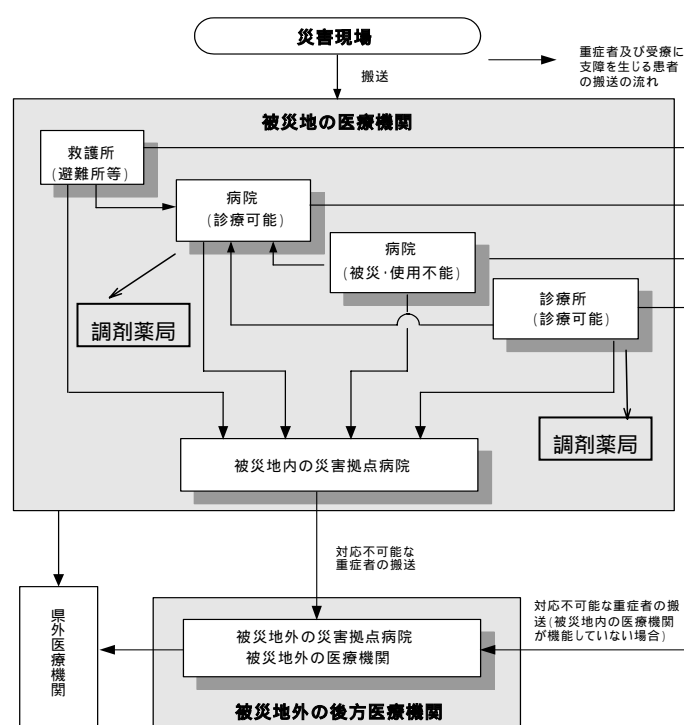
市（町村）は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定める。

第6章 医療体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制を連携させて行っていくものとする。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



第1節 初期医療体制の整備

1 救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期する。

武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制につ

いて整備する。

救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。

応急手当用品の確保

多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。

トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等までの搬送、または医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させる。

住民に対する応急手当普及啓発の推進

武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当ができるように救命講習を実施する。

2 救護班の編成等

(1) 救護班の編成

救護班の編成・出動手順の策定

市(町村)は、あらかじめ県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

ア 救護班の編成方法

イ 救護班の出動手順

ウ 救護班の行う業務内容(トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等)

連絡窓口等の把握

市(町村)は、あらかじめ関係機関の連絡把握するとともに、要請等の手続について定める。

(2) 医療救護所設置及び運営について

市町村は、県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目についてあらかじめ定める。

救護所の設置場所

救護所の運営方法

救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 N B C 災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したN B C 攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市（町村）はN B C 災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。

第2節 傷病者搬送体制の整備

1 搬送先順位、経路の決定

各消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。

2 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、各消防本部は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。

第3節 保健衛生体制の整備

1 健康相談体制の整備

市（町村）は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

2 防疫活動体制の整備

市（町村）は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達につ

いて定める。

3 栄養指導対策

市（町村）は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため市（町村）は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。

- (1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。
- (2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。
- (3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。

【関連資料】 県内火葬場一覧

第7章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすい。

【関連資料】 生活関連等施設、危険物質等の定義

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市（町村）は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市町村、自衛隊、警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

(1) 生活関連等施設

生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
施設の警備対策
緊急時の連絡窓口

(2) 危険物質等取り扱い施設の状況

危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質
等の種類・数量
危険物質等取り扱い施設の警備対策
緊急時の連絡窓口

【関連資料】 生活関連等施設、危険物質等の状況

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市（町村）は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。

また、市（町村）は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。

第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等

該当する市町村のみ記述する。

本市（町村）には、核燃料物質を使用している事業所、放射性同位元素を使用している医療機関及び試験研究機関等がある。

核燃料物質、放射性同位元素（以下「核燃料物質等」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、市（町村）、消防機関は所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設（以下「核燃料物質等使用施設」という。）の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。

また、本市（町村）内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送されている。

核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合

には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。

このため市（町村）は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。

【関連資料】 核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧

第8章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市（町村）は、管内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市（町村）は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。

（1）文化庁及び県の担当部署

（2）重要文化財等を一時的に避難させる施設

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市（町村）は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。

第9章 研修の実施

市（町村）は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

第10章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

第1節 市（町村）の訓練

市（町村）は、市（町村）国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するものとする。

また国や県等との合同訓練の実施に努める。

（1）実地訓練

訓練回数

年1回以上。

訓練の種類

ア 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

イ 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市町村計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

ウ 避難誘導訓練

警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

（2）図上訓練

訓練回数

年1回以上。

訓練の種類

情報収集伝達等訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を

行う。

第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

市（町村）は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、市（町村）は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等のマニュアルの作成、訓練等

（1）学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。

（2）各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第11章 市（町村）民との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市（町村）は、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

市（町村）民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市（町村）は、自主防災組織に対して必要な支援を行

い、その育成に努める。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要である。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、大型消火器や油圧式ジャッキなどの消防救助資機材の整備について、必要な支援を行う。

〔市（町村）が実施する支援等〕

（１）自主防災組織の結成促進

結成への指導

（２）自主防災組織の育成

リーダー研修の実施、訓練への支援等

（３）活動のための環境整備

資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等

（４）組織の活性化の促進

助言・指導、モデル組織の設置への助成等

【自主防災組織に協力を求める事項】

- １ 住民の避難に関する訓練への参加
- ２ 避難住民の誘導への協力
- ３ 救援への協力
- ４ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ５ 保健衛生の確保への協力

第３節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市（町村）はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市（町村）は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市（町村）社会福祉協議会などと連携を図り、その受け入れ体制を整備する。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってい、市（町村）は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。

【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第4節 市（町村）民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、市（町村）民の自主的な協力が必要である。そのため、市（町村）は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、理解を深める。

**第3編 武力攻撃事態等
対処編**

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市（町村）は、直ちに初動体制を整え、国、県、及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市（町村）は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

1 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置

（1）緊急事態連絡室（仮称）等の設置

市（町村）長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合に置いては、市（町村）としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室（仮称）」を速やかに設置する。「緊急事態連絡室（仮称）」は、市（町村）国民保護等対策本部員のうち、危機管理監（担当部長）など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

市（町村）は、「緊急事態連絡室（仮称）」を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。

「緊急事態連絡室（仮称）」は、警察、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事態認定前における初動措置

市(町村)は、「緊急事態連絡室(仮称)」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市(町村)長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部等の設置と職員の配備

国から国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部(以下「国民保護対策本部等」という。)設置の指定があった場合には、市(町村)長は国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。

《非常参集場所》

市(町村)庁舎

現地対策本部が設置される事務所

なお、非常参集した場合は、部長又は現地対策本部長の指示に従うものとする。

第2節 市(町村)国民保護対策本部の組織等

1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

国民保護対策本部等には、部を設置する。

組織は別表のとおりとする。(災害対策本部との整合性を考慮して定める。また、自然災害と異なり、住民の避難誘導及び住民への情報伝達に配慮した組織・機能とする。)

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 助役(国民保護担当部長又は課長)

ウ 本部員 各部長（市）、教育長、消防長、
各課長（町村）

（２）本部長の権限

市（町村）の区域内の措置に関する総合調整
県の対策本部長に対する総合調整の要請
県の対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護のための措置に関する総合調整の要請の求め
国の職員等の本部会議への出席の求め
県の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
市（町村）教育委員会に対する措置の実施の求め

（３）本部の機能

本部の機能は以下のとおりである。

市（町村）長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。

本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること

市（町村）長以外の市（町村）の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

（４）現地対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。

現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

- ア 住民の避難誘導
- イ 避難所での救援
- ウ 被災者の捜索及び救助
- エ 道路等必要な応急復旧対策の実施
- オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
- カ ボランティアとの連携に関すること
- キ その他国民保護措置に必要な事務

（５）本部の担当業務について

本部の担当業務は、別表のとおりとする。

(P 3 8 (1) の組織と市町村の実施する国民保護措置との整合性を図る。)

2 本部会議の開催場所の決定

本部会議は、原則として市（町村）庁内で開催する。

市（町村）庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市（町村）長が別途開催場所を決定する。

第3節 関係機関との連携体制の確保

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確認等

市（町村）は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、市（町村）は、直ちに県にその状況を連絡する。

(2) 通信確保のための措置の実施

市（町村）は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

2 国・県の現地対策本部との連携

市（町村）国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国・県との調整に関し、国・県の現地対策本部と一元的に行うこととする。

3 国民保護派遣の要請

市（町村）長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 武力攻撃災害への対処

エ 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考になるべき事項

4 県・警察との連携

(1) 県との連携

警報が発令された場合、市（町村）は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。

本部設置の指定を受けたときは、速やかに国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告する。

(2) 警察との連携

市（町村）は国民保護対策本部等を設置した時は、市（町村）を管轄する警察署に通知する。

第4節 市（町村）国民保護対策本部等の廃止

市（町村）長は、内閣総理大臣から、市（町村）国民保護対策本部等を設置すべき市（町村）の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。

第5節 市（町村）民との連携

武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。

このため、市（町村）は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市（町村）社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第11章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 文民保護のための特殊標章等の交付

1 文民保護のための特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

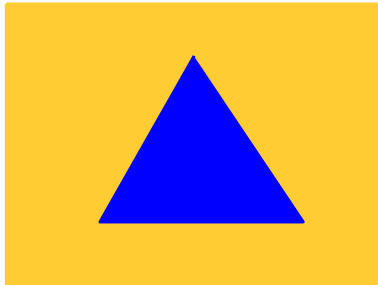
第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

2 市(町村)長等は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、文民保護のための特殊標章等(以下「文民保護標章等」という。)の使用を認める。

交付する者	交付を受ける者
市町村長	市町村の職員
消防長	消防職員
水防管理者	水防団長、水防団員

3 市(町村)長等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて文民保護標章等を交付し、使用を認める。

【特殊標章の図】



オレンジ色地に青色の正三角形

- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書（文民保護要員用）のひな型】

表面

	<p>この証明書を発給する許可権者の名を記載するための余白</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>発給年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
--	--	--

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印紙/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第2節 安全確保のための情報提供

市（町村）は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示

防災行政無線による伝達
広報車による広報

<参考> 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用輸送手段等の識別のために定める信号又は通信である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させる。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

(1) 指定地方公共機関である医療機関

(2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く）

4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

	<p>【この証明書を発給する許可権者の名を記載するための余白】</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>自衛隊の衛生要員等以外の <small>常時の</small> 医療関係者用 <small>臨時の</small></p> <p>PERMANENT <small>for</small> TEMPORARY <small>civilian medical personnel</small></p>	
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

発給年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血型型/Blood type -----		

所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

3章 住民の避難措置

第1節 警報の通知の受入れ・伝達

1 県からの警報の通知の受入れ方法

県は、国から警報の通知を受け取ったとき、市町村長に対して直ちに警報を通知するとされており、市（町村）は以下のとおり通知を受け入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

武力攻撃事態等の現状及び予測

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
（地域を特定できる場合のみ）

その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

（1）勤務時間内

県からの警報の通知は、 課が受信する。

課は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。

（2）勤務時間外

県（宿日直者）からの警報の通知は、 が受信する。

は、受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市（町村）長へ連絡する。

2 市（町村）の他の執行機関、消防機関への通知

市（町村）は県から警報の通知を受けたときは、市（町村）の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会）・議会に対して直ちに警報を通知する。

3 市町村の住民等への伝達

（1）住民への伝達

市（町村）は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

サイレン（国が定めた放送方法による。）

防災行政無線

自治会を通じた伝達

広報車

ホームページへの掲載

F A X（主に、聴覚障害者に対して行う。）

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市(町村)は、市町村が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。

4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の伝達

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、市(町村)長に通知される。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

1 住民への伝達

市(町村)は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。

2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市(町村)は、第1節「警報の通知・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。

第3節 避難の指示等

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。

指示の内容は以下のとおりである。

住民の避難が必要な地域（要避難地域）

住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）

住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(1) 県からの指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

なお、知事は、避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。

第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

ア 主要な避難経路

イ 避難のための交通手段

ウ 避難先地域における避難施設

(2) 市（町村）長の住民への避難の伝達等

市（町村）長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があった時

市（町村）長は、第2編第3章第1節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があった時

市（町村）長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

- (ア) 要避難地域の住所
- (イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
- (ウ) 避難先の住所及び施設名
- (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- (オ) 集合時間及び集合にあたっての留意点
- (カ) 避難の交通手段及び避難の経路
- (キ) 市町村職員、消防職団員の配置、担当業務等
- (ク) 災害時要援護者への対応
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
- (コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容
- (サ) 避難住民の携行品、服装
- (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市（町村）は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

住民への周知内容及び方法

市（町村）長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、災害時要援護者に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。

関係機関への通知

市（町村）長は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(3) 避難先地域の通知の受入

本市（町村）が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入は「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体
避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

2 市（町村）域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市（町村）の住民が市（町村）域を越えて避難を行うことや、逆に他市（町村）の住民が本市（町村）へ避難してくることなどが考えられる。

こうした市（町村）の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導する。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

（1）避難誘導拠点の決定

市（町村）は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

（2）災害時要援護者の避難

市（町村）は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。

（3）交通路が遮断した場合

市（町村）は、交通路が遮断した場合で、かつ、道路啓開ができない場合には、孤立した地域にいる住民を第2編第3章第9節で定めた集合場所に集結させ、県を通じ、ヘリコプターの派遣を要請する。ただし、県を通じヘリコプターの派遣を要請する時間がない場合には、直接、第2編第3章第4節で把握したヘリコプター保有機関に派遣を要請する。

2 運送事業者への協力要請

市（町村）は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第4節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

（1）武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

（2）要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

（3）避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画又は協定に基づき避難住民の運送を実施することとする。

3 運送実施状況の把握

- (1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市(町村)職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市(町村)対策本部に報告するものとする。
- (2) 市町村対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。
- (3) 市(町村)対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市(町村)は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察による交通規制

警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため必要な措置を行う。

2 交通規制の周知

市町村は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知する。

3 関係機関による道路啓開

市(町村)長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

第7節 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

市(町村)長は、避難実施要領を定め、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察官、自衛官に対して住民の避難誘導を行うように要請する。

また、市（町村）長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

警察は、自らの判断で避難実施要領に沿って避難誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集等の必要な措置を講ずるほか、市町村長等からの要請にこたえて必要と考える措置を講ずるものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- （１）避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- （２）避難の流れに逆行する者

２ 県への支援の求め

市（町村）長は、住民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。

第 8 節 避難の指示の解除

市（町村）は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市（町村）と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

救援の程度、方法については、「平成 16 年厚生労働省告示第 3 4 3 号」に定

めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

- 1 収容施設の供与
- 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の貸与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

1 収容施設の供与

(1) 収容施設の決定方法等

避難施設については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から市(町村)長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第3章第8節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。

(2) 避難施設の管理者への通知

市(町村)は、県からの避難施設の管理者への通知を管理者へ伝達する。

(3) 収容施設の運営、維持管理等

避難所の運営

避難所の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市(町村)及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市(町村)及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行う。

応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市(町村)が行うものとする。

避難住民のプライバシーの確保への配慮

市(町村)は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保に

ついて配慮する。

2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

市(町村)は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

(1) 必要物資の報告

市(町村)は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市(町村)は、第2編第5章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市(町村)が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市(町村)から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整するものとする。

(3) 緊急物資の運送方法等

運送方法

市(町村)は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市(町村)は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

運送実施状況の把握

運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(4) 緊急物資運送路の確保

県国民保護対策本部との調整

市(町村)は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

警察との調整

市(町村)は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には警察署と調整をする。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市（町村）は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、国民に公表するよう努める。

また、本市（町村）が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

消防機関の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。

(ウ) 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

(エ) 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

ウ 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

傷病者搬送の手順

第2編第6章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。

(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第6章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

(ウ) 市(町村)は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

市(町村)、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

医療救護班の編成手順と派遣方法

市(町村)は、第2編第6章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

医療資機材等の調達

市(町村)は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市(町村)は、第2編第6章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市(町村)は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

4 被災者の捜索及び救出

市（町村）は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

（１）被災情報等の把握

市（町村）は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。

収集した情報は、逐次県国民保護対策本部等へ報告する。

（２）被災地における捜索・救助の実施

市（町村）は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。

また、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。

（３）救助資機材の調達

市（町村）は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

5 死体の捜索、処理及び埋・火葬

市（町村）は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

（１）死体の捜索

市（町村）は、県や警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

（２）死体の処理

市（町村）は、県が行う下記の死体の処理に協力する。

一時保管

検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

（注）検視・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分。

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分。

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

死体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

（3）埋・火葬対策

被害状況の把握

市（町村）は、死者数を県に報告する。

埋・火葬の実施

ア 市町村は、第2編第6章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。

イ 市（町村）のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。

6 被災住宅の応急修理

市（町村）は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

7 学用品の貸与

市（町村）は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

8 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市（町村）は県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市（町村）は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市（町村）国民保護対策本部等は、県国民保護対策本部等、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

（1）市（町村）長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。

（2）市（町村）長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 国、県への措置要請

市（町村）長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定

（1）退避の指示

市（町村）長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市町村は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。

退避すべき理由

危険地域

退避場所

住民の退避の方法

携帯品

その他の注意事項

（2）警戒区域の設定

市（町村）長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

また、市（町村）長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。

（3）市（町村）長の事前措置

市（町村）長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

警察署長は、市（町村）長から要請があったときは、同様の指示をすることとする。

2 生活関連等施設の状況の把握

市（町村）長は、武力攻撃事態等において、市（町村）内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

3 危険物質等の災害への対処措置

（１）危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について「２ 生活関連等施設の状況把握」に準じて把握する。

（２）危険物質等取扱者に対する命令

市（町村）長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止
又は制限

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

（３）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市（町村）長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記（２）の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

【関連資料】 危険物質等取扱者に対する措置について

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

該当する市町村のみ記述する。

本市（町村）には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市（町村）内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市（町村）は、市（町村）地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。

5 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市（町村）長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。

また、NBC 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 知事の要請による市（町村）長の措置

市（町村）長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、市町村は県警と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

(3) 関係機関との連携

市（町村）長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。

第 3 節 保健衛生対策の実施

市（町村）は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第 2 編第 6 章第 3 節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

第 4 節 動物保護対策の実施

市（町村）は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市（町村）は、その特殊性に配慮しながら「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施する。

2 し尿処理

市（町村）は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

また、市（町村）は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第6節 文化財保護対策の実施

市（町村）は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市（町村）は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市（町村）は、上記 1 で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市（町村）は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市（町村）民に提供する。

【関連資料】 被災情報の報告様式

第 2 節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市（町村）は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

（ 1 ）避難所等において避難住民等から収集する情報

氏名

生年月日

男女の別

住所

国籍（日本国籍を有していない者に限る）

～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）

居所

負傷又は疾病の状況

及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

（ 2 ）死亡した住民から収集する情報

上記 ～ に加えて

死亡の日時、場所及び状況

死体の所在

【関連資料】 安否情報報告書様式

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

市(町村)は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市(町村)長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。

市(町村)は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所(法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

【関連資料】 安否情報照会書様式

(2) 安否情報の回答

市(町村)は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か

市(町村)は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

市(町村)は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【関連資料】 安否情報回答書様式

(3) 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

市(町村)は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

市(町村)は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

第4編 市（町村）民生活 の安定編

第4編 市（町村）民生活の安定編

武力攻撃事態等において、市（町村）民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に市（町村）民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

市（町村）は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰、又は事業者等の買占め及び売惜しみに対して、「国民生活安定緊急措置法」、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に基づき、事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施する。

1 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置

市（町村）は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市（町村）民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市（町村）民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

市（町村）教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市（町村）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働

省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

市（町村）は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、市（町村）内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

市（町村）は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

1 被害状況の把握

市（町村）は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市（町村）は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、2次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

市（町村）は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うも

のとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

市（町村）は、応急復旧の措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

5 業務の継続

市（町村）は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

第5編 財政上の措置編

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償

市（町村）は、以下の処分を行った時には、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合

第2章 損害補償

市（町村）は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- （1）住民の避難誘導への協力
- （2）救援への協力
- （3）消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- （4）保健衛生の確保への協力

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 市（町村）は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。

- 2 市（町村）は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市（町村）は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市（町村）は、国民保護措置の実施に要した費用で市（町村）が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。

2 関係書類の保管

市（町村）は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

**第 6 編 緊急対応事態
対応 編**

第6編 緊急処理事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急処理事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急処理事態において市（町村）が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置

国は、緊急処理事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、県は、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。

市（町村）は、県が策定した「緊急処理事態対応マニュアル」に準じて「市（町村）緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施する。

想定する事態は、各市町村の状況に応じて選択・アレンジする。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 市（町村）緊急処理事態対策本部の設置

国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には、市（町村）長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、市（町村）緊急処理事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。